

別紙

新旧対照表

改 正 後		改 正 前
<p style="text-align: center;">この明細書を提出しなければならない方……確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超える方は、その年12月31日（年の途中で死亡したり出国する方の場合は、その死亡又は出国の日。以下同じ。）現在の財産や債務についてその種類や金額を記入したこの明細書を確定申告書（修正申告によって、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超えることとなった方は、その修正申告書）に添付して提出しなければならないことになっています（所得税法第232条）。</p> <p>なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、③内国法人から支払いを受ける一定の上場株式等の配当のうち確定申告をしないことを選択したもの、④源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤退職所得の金額は含まれません。</p>		<p style="text-align: center;">この明細書を提出しなければならない方……確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超える方は、その年12月31日（年の途中で死亡したり出国する方の場合は、その死亡又は出国の日。以下同じ。）現在の財産や債務についてその種類や金額を記入したこの明細書を確定申告書（修正申告によって、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超えることとなった方は、その修正申告書）に添付して提出しなければならないことになっています（所得税法第232条）。</p> <p>なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないを選択したもの、③退職所得の金額は含まれません。</p>